

「吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正案について

小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例

【実施の背景】

待機児童対策として保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善等様々な対策を行っているところであるが、より一層の対応が必要な状況である。

このようなことから、国では「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」を交付し、当分の間、保育所並びに小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置について、特例的運用を可能とした。

認可保育所については県で基準を定めているが、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所については、国の省令を基に市で基準を定めていることから、「吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正が必要となっている。

【改正案の概要】

①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

現行	配置基準上、必要保育士が1名となる児童が3名以下の時間帯でも、有資格保育士2名が必要。
改正案	配置基準上、必要保育士が1名となる時間帯は、有資格保育士1名と研修を受けた保育従事者1名での保育が可能

②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

現行	配置基準上必要な保育士は全て保育士資格を有する者
改正案	各時間帯において必要保育士の1/3未満であれば、幼稚園教諭や小学校教諭の有資格者を、保育士とみなすことができる。

※国の見解では、「幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児以上を中心的に保育することが望ましい」とされており、0、1、2歳を対象とした、小規模保育、事業所内保育は基本的に該当しない。

③保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

現行	配置基準上必要な保育士は全て保育士資格を有する者
改正案	定員に対して必要な保育士を超える部分の保育士は、研修を受けた保育従事者での保育が可能。ただし、①を除き各時間帯2/3以上は有資格保育士が必要。

《具体例》

一般的な小規模保育事業場合

	定員	必要保育士	保育士配置基準
0歳児	3人	1人	3 : 1
1歳児	8人	1.33人	6 : 1
2歳児	8人	1.33人	6 : 1
合計	19人	5人 (3.6人+1人)	

上記の定員構成の場合、必要保育士は5人だが、8時間以上開所している場合、勤務のシフトに対応するため、時間外保育士など更に保育士が必要となる。この5人を超えた必要保育士について、研修を受けた保育従事者を配置できる。

「吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定められている事業形態。太枠内が職員配置に係る特例の対象事業。

事業名	概要	吉川市内の施設	
家庭的保育事業	定員5名以下の家庭的保育者の居宅などで保育を行う施設。保育従事者は研修修了者	対象施設なし	
小規模保育	A型	定員19名以下の保育施設。保育従事者は全て有資格者。	1か所
	B型	定員19名以下の保育施設。保育従事者の2分の1以上が有資格者。	2か所
	C型	定員6名から10名の保育施設。保育従事者は研修修了者。	対象施設なし
居宅訪問型保育	1:1の保育を対象とした事業。保育従事者は研修修了者。	対象施設なし	
事業所内保育	保育所型 (20人以上)	一定数事業者以外の地域枠を設ける。保育従事者は全て有資格者。	対象施設なし
	小規模型 (19人以下)	一定数事業者以外の地域枠を設ける。保育従事者の2分の1以上が有資格者。	対象施設なし

家庭的保育事業

	保育所 (参考)	家庭的保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型保育 事業	事業所内保育事業	
			A型	B型	C型		保育所型 (20人以上)	小規模型 (19人以下)
職員数	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1	【0～2歳児】3:1 (補助者を置く場合 5:2)	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	家庭的保育事業の基準に同じ	【0～2歳児】1:1	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1	保育所の配置基準+1名
資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めるもの	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	1/2以上保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで) ※保育士以外は研修修了者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めるもの	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	1/2以上保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで) ※保育士以外は研修修了者